

## 補助対象外事業者

- ・令和2年度または令和3年度に山県市中小企業等活性化補助金の交付を受けた者（ただし、補助事業を継続することにより、より効果が得られる事業については、この限りでない）
- ・医師、歯科医師、助産師
- ・系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様）
- ・農事組合法人
- ・協同組合等の組合（企業組合・協業組合を除く）
- ・医療法人
- ・宗教法人
- ・一般社団法人、公益社団法人
- ・一般財団法人、公益財団法人
- ・NPO法人
- ・学校法人
- ・社会福祉法人
- ・任意団体
- ・上記以外で市長が認めない事業者